

貸借対照表

2022年3月31日現在

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|----------------|----------------------|------------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 636,669 | 流 動 負 債 | 800,602 |
| 現金及び預金 | 377,982 | 短期借入金 | 540,000 |
| 売掛金 | 125,616 | 未払金 | 192,931 |
| 未収金 | 67,573 | リース債務(流動) | 1,800 |
| 貯蔵品 | 398 | 未払法人税等 | 789 |
| 前払費用 | 16,639 | 前受金 | - |
| 前払金 | 28,485 | 賞与引当金 | 3,469 |
| その他の流動資産 | 44,981 | 未払費用 | 702 |
| 貸倒引当金(流動) | △ 25,008 | 預り金 | 60,911 |
| 固 定 資 産 | 94,667 | 固 定 負 債 | 124,866 |
| 有 形 固 定 資 産 | 9,996 | リース債務(固定) | 1,407 |
| 建物附属設備 | 1,779 | 退職給付引当金 | 120,739 |
| 器具及び備品 | 5,606 | 役員退職慰労引当金 | 2,450 |
| リース資産(有形) | 2,610 | その他固定負債 | 270 |
| 無 形 固 定 資 産 | 15,866 | 負 債 合 計 | 925,469 |
| リース資産(無形) | - | (純 資 産 の 部) | |
| 電話加入権 | 9,528 | 株 主 資 本 | △ 194,133 |
| その他無形固定資産 | 6,338 | 資本金 | 100,000 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 68,804 | 利益剰余金 | △ 294,133 |
| その他投資 | 68,804 | 別途積立金 | 500,000 |
| | | 繰越利益剰余金 | △ 794,133 |
| | | 純 資 産 合 計 | △ 194,133 |
| 資 産 合 計 | 731,336 | 負 債 純 資 産 合 計 | 731,336 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | | | | |
|--------|-----|-----|---|-----|
| 建物附属設備 | ・・・ | 15年 | ～ | 18年 |
| 器具及び備品 | ・・・ | 4年 | ～ | 20年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア　・・・　5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の当期負担分について、支給見込額基準により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき簡便法により計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労引当金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に旅行業として企画旅行と手配旅行から収益を獲得しております。企画旅行に関しては帰着日基準、手配旅行に関しては出発日基準、手配旅行のうち乗車券等発券を伴うものについては発券日基準で収益を認識しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

代理人取引に係る収益認識

一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入れ先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しておりますが、当該期首残高に与える影響はありません。また、損益に与える影響もありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 前期末株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|-------|---------|---------|---------|---------|
| 普通株式 | 200,000 | — | — | 200,000 |

変動はありません。

(その他の注記)

新型コロナウイルス感染症に関する注記

当社における新型コロナウイルス感染症の影響については、2022年度以降もその影響を受けることが想定されますが、2023年度には新型コロナウイルス感染症流行前の利益水準に概ね回復すると仮定したうえで、会計上の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果は上記仮定と異なる場合があります。